

○入院時食事療養について○

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（朝食：午前7時、昼食：午前12時、夕食：午後6時以降）、適温で提供しています。

◇入院時食事療養に係る特別食

当院は、疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき患者さんの年齢、病状等に対応した栄養量及び内容を有する治療食等を提供しております。

◇食堂加算

当院では、一部の病棟で食堂における食事療養を実施しております。

◇入院時食事療養費の標準負担額について（1食につき）

○70歳未満の方

区 分			標準負担額
一般（住民税課税世帯）			510円/1食（+20 円）
一般 ※指定難病患者等			300円/1食（+20 円）
住民税非課税世帯	過去 12 ヶ月の	90日以下	240円/1食（+10 円）
	入院日数	91日以上	190円/1食（+10 円）

※令和 7 年 4 月健康保険法等の規定により金額変更いたしました。（）内の額は令和 7 年 3 月までとの差額です。

○70歳以上の方

区 分			標準負担額
一般（住民税課税世帯）			510円/1食（+20 円）
一般 ※指定難病患者等			300円/1食（+20 円）
住民税非課税世帯 （低所得者Ⅱ）	過去 12 ヶ月の	90日以下	240円/1食（+10 円）
	入院日数	91日以上	190円/1食（+10 円）
住民税非課税世帯（低所得者Ⅰ）			110円/1食（±0 円）

※令和 7 年 4 月健康保険法等の規定により金額変更いたしました。（）内の額は令和 7 年 3 月までとの差額です。